

(証券コード 2778)
平成28年 4月25日

株 主 各 位

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

株式会社 **パルテ**

代表取締役社長 吉 田 馨

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月11日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月12日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県稲沢市正明寺三丁目114番地
稲沢市民会館（名古屋文理大学文化フォーラム）中ホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第31期（平成27年2月21日から平成28年2月20日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役5名選任の件
- 第2号議案** 補欠取締役1名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

尚、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（アドレス <http://www.palemo.co.jp/>）にて、修正後の内容をご案内いたします。

I. 会社の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、円安や堅調な株価を背景に企業収益や雇用情勢の改善傾向が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、消費者の節約志向は根強く個人消費に停滞感が見られる中、年明けには中国経済の減速懸念の影響などから、急激な株価の下落や円高に見舞われるなど、先行き不透明な状況で推移しました。

当社が属する専門店業界は、少子高齢化で国内市場の拡大が見込めない中、商業施設や専門店の間で顧客の争奪が一層激しさを増し、優勝劣敗がより鮮明となってきました。また、円安による商品調達コスト上昇の影響に加え、人員不足も深刻化してきていることから、採用コストについても負担増となるなど、厳しい経営環境で推移しました。

このような環境の中、当社におきましては、「MD（マーチャンダイジング）変革」、「サービス変革」、「店舗基盤変革」、「コスト変革」、以上4つの変革を柱とした事業構造改革に取り組むことで、基幹事業の収益力を回復させるとともに、不採算店舗の退店を進めることで、赤字額の削減ならびに営業費の低減につなげてまいりました。その結果、アパレル事業においてはシーズンMDの精度向上による在庫低減、商品鮮度改善が進んだことで徐々に売上が回復基調となる一方で、雑貨事業においては昨年好調であったキャラクターグッズが低調に終わったほか、暖冬によりシーズン商品においても販売が伸び悩んだことなどが影響し、全社の既存店売上高前年比は95.5%に終わりました。

店舗の出退店におきましては、「木糸土・ハレノヒ」の2店舗を含め、新規に5店舗を出店する一方で、不採算店舗の退店を131店舗まで積み増した結果、当事業年度末現在の店舗数は574店舗となりました。また、FC（フランチャイズ）事業におきましては、店舗数の増減はなく、期末店舗数は13店舗となりました。

以上の結果、売上高273億2百万円（前年同期比14.3%減）、営業利益1億36百万円（前期は営業損失7億25百万円）、経常利益1億88百万円（前期は経常損失6億62百万円）と、営業利益ならびに経常利益におきましては、3期ぶりに黒字となりました。当期純損益につきましては、営業活動から生じる損益が継続して赤字となっている店舗の減損損失として2億97百万円を特別損失に計上したことなどにより、当期純損失3億13百万円（前期は当期純損失21億86百万円）となりました。

以上の状況から、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 事業セグメント別の売上高の状況

事業セグメント	第31期（当事業年度）		前事業年度 対比率(%)
	売上高（千円）	構成比(%)	
店舗小売事業	26,290,811	96.3	85.4
F C 事業	891,127	3.3	93.1
その他事業	120,134	0.4	89.0
合計	27,302,073	100.0	85.7

2. 設備投資の状況

当事業年度は、総額2億2百万円の投資を行ないました。

このうち店舗新設に伴う建物・設備に52百万円、新設店舗賃借に係る保証金として19百万円、既存店の改装およびシステム投資等に1億30百万円の投資を行なっております。これらに必要な設備投資資金は自己資金および借入金により充当しております。

尚、当事業年度における当社の店舗展開は次のとおりであります。

〈新規店舗〉

都道府県名	店 舗
青 森 県	ハレノヒ五所川原エルム店
静 岡 県	シーベレット島田店
沖 縄 県	フォレストハート沖縄ライカム店 イルーシー300沖縄ライカム店 ハレノヒ沖縄ライカム店

以上、5店舗出店しました。

〈退店店舗〉

都道府県名	店 舗	都道府県名	店 舗
北 海 道	ドスチ旭川西店	栃 木 県	ピーク小山ロブレ店
	ドスチ苫小牧店		リジェイ栃木店
	ギャルフィット釧路昭和店	群 馬 県	ギャルフィット高崎店
	ギャルフィット・ジニー札幌元町店		スズタン渋川ベイシア店
	GFC三笠店	千 葉 県	ドスチ八千代緑が丘店
	ピーク帯広長崎屋店		リシュリエ津田沼ミーナ店
	リジェイ旭川西店		ギャルフィット・リジェイ船橋店
	リジェイ千歳店		ギャルフィット・リジェイ銚子店
	リジェイ苫小牧店		エスアイツーシー柏店
	エスアイツーシー札幌アピア店		スズタン津田沼ミーナ店
ライムストーン・インセンス帯広店	スズタン南行徳店		
青 森 県	スズタン・リジェイ弘前店		ピーク松戸ブラーレ店
秋 田 県	ギャルフィット秋田店	グットシン市原店	
	リシュリエ秋田店	リジェイ八千代台ユアエルム店	
	リメディオ秋田店	ジニー津田沼店	
	リジェイ秋田店	スプル市川コルトンプラザ店	
岩 手 県	ギャルフィット盛岡店	東 京 都	ドスチ町田ジョルナ店
山 形 県	ギャルフィット新東根店		ギャルフィットみずほ店
	ファナー酒田南店		ナウヒア立川フロム中武店
シーベレットファム米沢店	エスアイツーシー町田ジョルナ店		
宮 城 県	ルシカ仙台エスパル店	神 奈 川 県	ギャルフィット・ジニー横浜トレッサ店
	リジェイ利府店		スズタン・リジェイ日吉店
福 島 県	ギャルフィット郡山店		ギャルフィット川崎港町店
	スズタン平店		エスアイツーシー川崎アゼリア店
	シーベレットいわき店		スズタンOSC湘南シティ店
茨 城 県	ドスチ土浦店		木糸土横浜ポルタ店
	シーベレットつくばララガーデン店		パレモプラス港北店
	ハレノヒつくば店		リシュリエ新百合ヶ丘店
	ファナー・ライムストーン竜ヶ崎店	山 梨 県	ギャルフィットリバーシティ店
埼 玉 県	ギャルフィット東松山店	長 野 県	スズタン豊科店
	ジューク・ジニー浦和美園店		シーベレット飯田店
	ギャルフィット東松山店	新 潟 県	ギャルフィット柏崎店
	ギャルフィット・シーベレット上里店		シーベレット新潟ラブラ2店
	イルーシー300熊谷店	石 川 県	ドスチ香林坊109店
	ハレノヒ春日部店		

都道府県名	店 舗	都道府県名	店 舗
静 岡 県	ギャルフィット日清プラザ三島店 シーベレット島田店 ファナー浜松可美店 ファナー・シーベレット清水高橋店	兵 庫 県	ギャルフィット・ジニー明石店 G F C 尼崎店 イルーシー300神戸北店 シーベレット姫路ザモール店
愛 知 県	ギャルフィット清洲店 ギャルフィット稲沢リーフウォーク店 ナウヒア名古屋エアポートウォーク店 ナウヒア稲沢リーフウォーク店 スズタン豊田店 カブリ鳴海店 イルーシーサンロード店 イルーシー300名古屋エアポートウォーク店 イルーシー300稲沢リーフウォーク店 イルーシー300上小田井店	広 島 県	ギャルフィット・ジニー広島祇園店 G F C ・ ジニー福山リム店 ルシカ広島アクアセンター街店 ファナー府中ハッピータウン店
		島 根 県	リシェリエ出雲店
		愛 媛 県	ギャルフィット今治店 ギャルフィット・シーベレット新居浜店 スズタン今治店
		福 岡 県	ギャルフィット・ジニー戸畑店 スズタン黒崎メイト店 エスアイツシー久留米店 フォレストハート福岡伊都店 ビスページ甘木店 ピーク小倉店 グットシン水巻グランモール店 ジニー宗像店
岐 阜 県	ギャルフィット各務原店 ギャルフィット・ライムストーン岐阜マサ21店 G F C 高山店 ピーク柳津店 ビスページ岐阜モレラ店		
三 重 県	ドスチ四日市北店		
滋 賀 県	G F C ・ ジニー長浜店	佐 賀 県	スズタン佐賀店 スズタン佐賀大和店 リジェイ武雄店
京 都 府	ドスチ京都アバンティ店 イルーシー300高の原店		
奈 良 県	ギャルフィット奈良桜井店 G F C ・ L S C 大和郡山店	長 崎 県	ドスチ夢彩都店 ギャルフィット大村店 スズタン佐世保店
大 阪 府	ギャルフィット東大阪店 L S C ・ ジニー津久野店 シーベレットファミ鶴見緑地店 木糸土グランフロント大阪店	宮 崎 県	スズタン橘ボンベルタ店 リメディアオ都城駅前店
		沖 縄 県	ギャルフィット北谷ハンビータウン店 エスアイツシー北谷店 ジューク北谷店
和 歌 山 県	G F C ・ シーベレット和歌山店 リシェリエ・リジェイ和歌山店		

以上、131店舗退店しました。

これにより、期末店舗数は574店舗となりました。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) 基幹事業の収益性向上

基幹事業における収益性の向上は、当社が継続して黒字を計上し、経営基盤の安定化を実現するうえで、最も重要な課題と考えております。

「MD（マーチャンダイジング）変革」と「サービス変革」を更に追求することで、「商品供給の最適化」と「販売体制の最適化」に取り組んでまいります。アパレル事業においては個店毎に最も適した品揃えの実現とコア商品の供給を強化し、雑貨事業においては商品鮮度改善に向けた在庫低減、適正コントロールに取り組んでまいります。また、店舗の販売体制においては、人員不足を早期に解消し、販売サービスレベル向上につながる教育機会の充実をはかり、顧客満足を高めることで、既存店の売上高向上につなげてまいります。

(2) スクラップ&ビルドの推進による店舗基盤の安定化

当社は、赤字体質から脱却するために、当期においても不採算店舗の退店を加速してまいりました。

今後も、当社が出店しているショッピングセンターを取り巻く環境は厳しさを増し、集客力の優劣が鮮明となることから、収益性が著しく低下する既存店の発生は避けることができません。このような環境からも、個店毎の収益性の変化を常に注視したうえで不採算となった店舗は引き続き退店を進めると同時に、将来の成長に向けた新規の出店においても慎重に吟味したうえで行なう必要があると考えております。

(3) 成長拡大基盤の育成

今後、当社が経営体質の改善を果たした後に、安定成長を目指すうえにおいては、新規の出店拡大を担うブランドの育成が不可欠であると考えます。

現状、デベロッパーからの出店依頼が多いライフスタイル提案型の「木糸土」「ハレノヒ」「イルーシー300」におきましては、MD（マーチャンダイジング）に磨きをかけるとともに、アパレルブランドにおいても、当社の強みが発揮できる新規のブランド開発にも挑戦していく必要があると考えます。

(4) ローコスト経営の徹底

当社は営業費の低減を目的に、ローコスト推進プロジェクトによる取り組みを強化してまいりました。今後も不透明な経済環境が続くことが予測されることから、ローコスト経営については当社の変わらぬ経営方針として継続的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

(訂正後)

(単位：千円)

項 目	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期
	(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)	(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)	(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)	(自 平成27年2月21日 至 平成28年2月20日)
売 上 高	39,653,441	36,292,966	31,875,247	27,302,073
経常利益または経常損失(△)	637,631	△429,855	△662,419	188,531
当期純利益または当期純損失(△)	1,030,024	△2,244,057	△2,186,231	△313,269
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	85円49銭	△186円27銭	△181円50銭	△26円01銭
総 資 産	16,889,172	15,196,963	12,705,772	10,421,541
純 資 産	6,906,748	4,541,851	2,258,820	1,752,828

(注) 名古屋県税事務所からの指摘により、過年度の外形標準課税の一部に誤りがあることが判明したため、第28期から第30期の財産および損益の状況の推移については、訂正後の数値を記載しております。なお、訂正前の数値は次のとおりであります。

(訂正前)

(単位：千円)

項 目	第 28 期	第 29 期	第 30 期
	(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)	(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)	(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)
売 上 高	39,653,441	36,292,966	31,875,247
経常利益または経常損失(△)	683,930	△433,533	△619,708
当期純利益または当期純損失(△)	1,079,130	△2,254,326	△2,146,332
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	89円56銭	△187円12銭	△178円18銭
総 資 産	16,878,255	15,179,564	12,702,961
純 資 産	6,950,246	4,575,079	2,331,948

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社はユニーグループ・ホールディングス株式会社であり、同社は当社の議決権62.36%を有しております。

親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「当社発行の電子記録債務に対する被保証」「保証料の支払」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と同水準となること等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断およびその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、社外取締役および社外監査役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を行なった結果、当社の利益を害しないと判断し、当該取引の実施を決定しました。

尚、当社事業経営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営および事業活動を行なっております。

③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(3) 子会社の状況

重要な子会社はありません。

7. 主要な事業内容

当社はティーンズヤングからヤングミセスまでのレディースを対象とした
 婦人洋品・婦人服および生活雑貨、バッグの販売を主要業務とした小売専門
 店チェーンであります。

8. 主要な事業所

- (1) 本店 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
 (2) 店舗 (地域別分布は次のとおりであります。)

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
北海道	34	青森県	10	岩手県	5	宮城県	11	秋田県	2
山形県	6	福島県	12	茨城県	12	栃木県	16	群馬県	5
埼玉県	18	千葉県	32	東京都	34	神奈川県	30	新潟県	11
富山県	8	石川県	5	福井県	7	山梨県	4	長野県	13
岐阜県	17	静岡県	28	愛知県	59	三重県	19	京都府	9
大阪府	18	兵庫県	14	奈良県	3	和歌山県	2	鳥取県	3
岡山県	4	広島県	13	山口県	13	徳島県	3	香川県	2
愛媛県	5	高知県	2	福岡県	30	佐賀県	6	長崎県	6
熊本県	6	大分県	8	宮崎県	5	鹿児島県	9	沖縄県	15
総店舗数								574店舗	

9. 従業員の状況

従業員数	前期比増減数	平均年齢	平均勤続年数
181名	18名減	44.4才	21.4年

- (注) 1. 従業員数は、当事業年度末就業員数であります。
 2. 従業員数には、当事業年度中平均雇用人数の嘱託社員665名およびパートタイマー1,146名
 (8時間勤務換算)は含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社大垣共立銀行	1,000,000千円
岐阜県信用農業協同組合連合会	500,000千円
株式会社京都銀行	300,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000千円
株式会社愛知銀行	200,000千円

II. 会社の株式に関する事項

1. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
ユニーグループ・ホールディングス株式会社	7,430,442株	61.69%
パレモ従業員持株会	217,223株	1.80%
岩間公一	213,133株	1.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	130,118株	1.08%
松波省一	94,258株	0.78%
岩間商事株式会社	52,673株	0.44%
肥沼誠司	52,100株	0.43%
サンラリー株式会社	50,000株	0.42%
旭一彌	45,030株	0.37%
田中弘	40,000株	0.33%

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 27,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,051,384株（うち自己株式 7,488株）
- (3) 株主数 8,293名

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成28年2月20日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況等
吉田 馨	代表取締役社長		
藤田 敏	取締役会長		
永井 隆司	常務取締役	管理担当兼子会社担当	
江里口 直	取締役	雑貨事業本部長 兼パレモ東京担当 兼雑貨事業本部営業統括部長	
越田 次郎	取締役		ユニーグループ・ホールディングス 株式会社取締役専務執行役員 株式会社さが美社外取締役 株式会社サークルKサンクス取締役 株式会社UCS社外取締役
永田 昭夫	取締役		公認会計士永田昭夫事務所長 日本トランスシティ株式会社 社外監査役 株式会社UCS社外監査役 竹田印刷株式会社社外監査役
黛 龍二	常勤監査役		
伊藤 章	監査役		ユニーグループ・ホールディングス 株式会社常勤監査役 ユニー株式会社監査役
中村 弘	監査役		水口・中村法律事務所長 弁護士

- (注) 1. 取締役のうち永田昭夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役永田昭夫氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役のうち伊藤 章および中村 弘の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、監査役中村 弘氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中に就任した取締役
平成27年5月14日開催の第30回定時株主総会において、新たに越田次郎および永田昭夫の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。

6. 当事業年度中に退任した取締役
平成27年5月14日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、取締役小田保則および飯田 務の両氏は任期満了により退任いたしました。
7. 監査役中村 弘氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役永田昭夫氏ならびに社外監査役中村 弘氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

	報酬等の額	
	人 員	報酬等の額
取 締 役	8名	56,010千円
監 査 役	3名	11,400千円
合 計	11名	67,410千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成27年5月14日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれているためであります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況

区分	氏名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	永田昭夫	公認会計士永田昭夫事務所長	公認会計士永田昭夫事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	中村弘	水口・中村法律事務所長	水口・中村法律事務所とは、同事務所に所属する他の弁護士と顧問契約を締結しております。

(2) 他の法人等の社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	永田昭夫	日本トランスシティ株式会社 社外監査役	日本トランスシティ株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社UCS 社外監査役	株式会社UCSは、当社の兄弟会社であります。
		竹田印刷株式会社社外監査役	竹田印刷株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	発言の状況
永田 昭夫	就任後開催の取締役会11回中10回に出席	—	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。
伊藤 章	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会15回すべてに出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、監査役会においても必要な発言を適宜行なっております。
中村 弘	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会15回すべてに出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、監査役会においても必要な発言を適宜行なっております。

(5) 社外役員の報酬等の総額等

	人員	当社からの報酬等の総額	親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額等	3名	2,760千円	18,043千円

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と締結している個別の責任限定契約はありません。

3. 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	27,650千円
②	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,650千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

2. 過年度決算訂正に係る監査業務に対する報酬等が、上記①②の金額には、2,900千円含まれております。

3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の執行状況の相当性など報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が該当会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制および方針

内部統制システム構築の基本方針については以下のように取締役会にて決議をしております。

1. 取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、ユニーグループの理念ならびに当社の企業理念、経営指針、パレモ信条を行動規範とし、法令・定款および社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また、職務の執行にあたり遵守すべき規範を「企業倫理基準」として定め、取締役および執行役員（以下、取締役等という）ならびに従業員に対し周知する。従業員が業務上遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た基本規程を基に業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルとして定め、その徹底を図る。
 - (2) 当社は、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、コンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンス関連規定の遵守状況について定期および特別監査を実施し、取締役社長および担当取締役に報告する。
 - (3) 当社は、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を従業員および取引先に対し設置する。通報受付部署を総務人事部とし、通報内容に対し迅速な調査・対応を行なうとともに、法令・ルール違反には社内規定に基づき厳正に対処する。
 - (4) 取締役等は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、不適合の是正を行なう。
 - (5) 監査役は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。
 - (6) 当社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関、業界団体および地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係わる情報は、文書(電磁的記録を含む)に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。また、取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
 - (2) 文書管理規程は総務人事部がこれを所管し、制定・改訂にあたっては取締役会の承認を得る。
3. 損失の危険の管理に関するその他の体制
 - (1) 当社は、リスクの発生阻止・低減およびリスク発生時の的確なリスク管理体制の構築を目的に、リスクマネジメント基本規程を定める。また、業務の所管部署毎に業務マニュアル・ガイドライン等を作成し、従業員に対し教育・研修を実施することによって発生が予測されるリスクの防止・低減を行なう。
 - (2) 当社は、リスクマネジメント委員会にて、全社的なリスク(経営、事故・災害、コンプライアンス)の把握を行なうとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視および改善等の活動を展開する。
 - (3) 当社は、不測事態の発生には、リスク管理規則に基づき、担当取締役の指揮のもと、迅速かつ適切な対応を行なう。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 当社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行なうため、取締役会のほか、社長、取締役、執行役員、監査役および部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行なう。
 - (2) 取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」ならびに「申請手続規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制を構築する。
5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、親会社であるユニグループ・ホールディングス株式会社を中心として、定期開催するグループ各社の経営責任者で構成する「グループ経営インタビュー」において、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行なう。また、定期開催するグループ各社の業務・管理担当役員等で構成する「グループ経営管理委員会」および実務を担う「内部統制分科会」において、グループ内部統制事項の検討と各社の整備状況の把握を行なう。

- (2) 当社は、リスクマネジメント委員会を通じ、グループ全体の情報を伝達するとともに、本社、パレモ東京、および各事務所の連携において情報を収集し、必要な情報はグループへの反映を図る。
- (3) 監査役は、ユニーグループ・ホールディングス株式会社の監査役を中心に、定期開催するグループ各社の監査役で構成する「グループ監査役連絡会」において、グループ内の内部統制システムの整備状況と運用状況について監視と検証を行なうものとする。
- (4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制
 - ①当社は、子会社の経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、当社および子会社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項およびその他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
 - ②当社は、子会社の決算書、事業計画等に関する報告書を半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
 - ③当社は、子会社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、経営方針の確認、経営状況の把握、その他子会社の重要課題の検討を行なう。
- (5) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社は、子会社のリスクの発生を阻止・低減、およびリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を定め、リスク管理体制を構築する。また、子会社に対し、当社の「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を周知徹底させ、当社の規程に準じた子会社の社内規程を整備させる。
 - ②当社は、子会社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。また、子会社におけるリスクの発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行なう。

- (6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ①当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
 - ②当社は、子会社の社長に対する面談を必要に応じて開催し、経営方針の確認、経営状況の把握、その他子会社の重要課題の検討を行なう。
 - ③子会社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行なうため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的で開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行なう。また、子会社における職務分掌、職務権限ならびに決裁権限に関する規定を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行なわれる体制を構築する。
- (7) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、ユニーグループの理念ならびに当社の企業理念、経営指針、パレモ信条等の行動規範を、子会社に周知するとともに、子会社が行動基準等を作成し、取締役等および従業員へ周知する。
 - ②当社は、当社および子会社の全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社および子会社のコンプライアンス体制を推進する。
 - ③当社は、子会社の取締役および監査役を派遣し、子会社の取締役会等の主要な会議に出席させ、子会社の経営状況等の把握を行なう。
 - ④当社の総務人事部は、子会社の内部統制を含めて管理・監督する。また社長室は、子会社の業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行ない、必要に応じて、定期的に取り締り会、経営会議へ報告することとする。また監査室は、子会社に対し、定期および特別監査を実施し、当社の代表取締役および監査役に報告する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的內部統制の状況および業務プロセスについて、「財務報告内部統制委員会」の方針に基づき評価・改善・是正および文書化を行なうものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性ならびに監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役（監査役会）は、監査室もしくは他に所属する従業員に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該従業員は、その命令に関して監査室長ならびに担当取締役および部門長の指揮命令を受けない。また当該従業員は、監査役の指示に忠実に従うものとする。
8. 当社および子会社の取締役等および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社および子会社の取締役等および従業員は、監査役（監査役会）に対し法定の事項に加え当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度による従業員・取引先からの通報状況およびその内容を速やかに報告する。
 - (2) 当社および子会社の取締役等および従業員は、社内通報制度（ヘルプライン）へ公益通報をした者ならびに監査役に前号の報告をした者に対し、当該通報または報告したことを理由とする不利益取扱いを禁止する。
 - (3) 当社および子会社は、公益通報した者に対する不利益取扱いの禁止を社内通報規程にて定め、取締役等および従業員に対し周知する。
9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 取締役等および従業員は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
 - (2) 取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。
10. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役 of 職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請または事後速やかな報告により、その費用を前払いまたは事後の支払いにより負担する。
 - (2) 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役 of 職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

1. コンプライアンスに対する取り組み

当社および子会社の取締役等および従業員が企業行動指針に基づき、法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるよう、コンプライアンス強化月間の実施などを通し定期的に周知徹底を図っております。また、情報セキュリティ、ハラスメント防止などに関する規定を制定し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを実施しました。

2. リスク管理に対する取り組み

当社取締役社長を委員長とする、「リスクマネジメント委員会」を年6回開催し、想定されるリスクおよび発生したリスクに対応するとともに、リスク管理に関する共有および管理を徹底しました。

3. 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み

取締役会を年14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の業務執行等の、分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。また、業務執行に係る重要な案件について、取締役会への上程前に役員ミーティングに付議し執行役員等による議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性および効率性を図りました。

4. 監査役の職務の執行

常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役等および従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに社外監査役と共有するとともに、必要な意見を表明しております。また、内部監査室および会計監査人と随時情報・意見交換を行なう等、緊密な関係を保っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,581,314	流動負債	5,102,034
現金及び預金	592,093	支払手形	18,047
売掛金	48,591	電子記録債権	2,668,041
預け金	917,738	買掛金	678,259
商貯品	2,260,027	未払金	269,281
蔵品	26,956	未払費用	826,373
前払費用	12,921	未払法人税等	219,747
未収入金	37,803	未払消費税等	176,564
1年内回収予定の差入保証金	674,915	預り金	111,253
その他の金	10,357	賞与引当金	85,400
貸倒引当金	△92	資産除去債務	37,672
固定資産	5,840,227	設備関係支払手形	11,394
(有形固定資産)	571,998	固定負債	3,566,678
建物	532,729	長期借入金	2,300,000
器具及び備品	38,027	繰延税金負債	28,295
建設仮勘定	1,241	退職給付引当金	319,548
(無形固定資産)	3,858	資産除去債務	894,269
ソフトウェア	3,694	長期未払金	24,565
借家権	164	負債合計	8,668,713
(投資その他の資産)	5,264,370	(純資産の部)	
投資有価証券	5,100	株主資本	1,752,828
関係会社株	40,000	資本金	1,229,250
出資金	1,270	資本剰余金	1,104,699
長期前払費用	56,161	資本準備金	308,000
差入保証金	5,185,265	その他資本剰余金	796,699
破産更生債権等	69,376	利益剰余金	△578,902
その他の金	100,411	その他利益剰余金	△578,902
貸倒引当金	△193,214	繰越利益剰余金	△578,902
		自己株式	△2,218
資産合計	10,421,541	純資産合計	1,752,828
		負債純資産合計	10,421,541

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成27年2月21日
至 平成28年2月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
I 売 上 高		27,302,073
II 売 上 原 価		12,378,692
売 上 総 利 益		14,923,381
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,787,056
営 業 利 益		136,325
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,822	
債 務 勘 定 整 理 益	27,169	
為 替 差 益	10,057	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	12,625	
そ の 他	6,583	68,259
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,387	
そ の 他	2,666	16,053
経 常 利 益		188,531
VI 特 別 利 益		
移 転 補 償 金	5,687	5,687
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	5,895	
減 損 損 失	297,500	
そ の 他	52,483	355,879
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△161,661
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	194,849	
法 人 税 等 調 整 額	△43,241	151,608
当 期 純 損 失 (△)		△313,269

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年2月21日)
(至 平成28年2月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1, 229, 250	1, 203, 225	230, 758	1, 433, 983	60, 850	2, 970, 000	△3, 360, 133
誤謬の訂正による累積的影響額							△73, 127
遡及処理後当期首残高	1, 229, 250	1, 203, 225	230, 758	1, 433, 983	60, 850	2, 970, 000	△3, 433, 261
会計方針の変更による累計的影響額							△192, 505
会計方針の変更を反映した当期首残高	1, 229, 250	1, 203, 225	230, 758	1, 433, 983	60, 850	2, 970, 000	△3, 625, 766
当 期 変 動 額							
当期純損失(△)							△313, 269
資本準備金の取崩		△895, 225	895, 225	—			
欠 損 填 補			△329, 283	△329, 283			329, 283
利益準備金の取崩					△60, 850		60, 850
別途積立金の取崩						△2, 970, 000	2, 970, 000
自己株式の取得							
当期変動額合計	—	△895, 225	565, 941	△329, 283	△60, 850	△2, 970, 000	3, 046, 864
当 期 末 残 高	1, 229, 250	308, 000	796, 699	1, 104, 699	—	—	△578, 902

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
	利益剰余金 合計			
当期首残高	△329,283	△2,001	2,331,948	2,331,948
誤謬の訂正による累積的影響額	△73,127		△73,127	△73,127
遡及処理後当期首残高	△402,411	△2,001	2,258,820	2,258,820
会計方針の変更による累積的影響額	△192,505		△192,505	△192,505
会計方針の変更を反映した当期首残高	△594,916	△2,001	2,066,315	2,066,315
当期変動額				
当期純損失(△)	△313,269		△313,269	△313,269
資本準備金の取崩			—	—
欠損填補	329,283		—	—
利益準備金の取崩	—		—	—
別途積立金の取崩	—		—	—
自己株式の取得		△217	△217	△217
当期変動額合計	16,014	△217	△313,487	△313,487
当期末残高	△578,902	△2,218	1,752,828	1,752,828

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

時価のないもの：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法による原価法（ 同 上 ）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。

無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異は、合併により株式会社鈴丹から引き継いだものであり、未処理額を15年により按分した額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年、但し株式会社鈴丹から引き継いだものは6年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務取引

③ ヘッジ方針

将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、為替予約取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更致しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が192,505千円増加し、利益剰余金が同額減少しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

3. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、名古屋県税事務所からの指摘により、過年度の外形標準課税の一部に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。これにより当事業年度の期首の利益剰余金が73,127千円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記		
(1) 有形固定資産の減価償却累計額		4,261,750千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
短期金銭債権		3,927千円
短期金銭債務		63,807千円
5. 損益計算書に関する注記		
関係会社との取引高		
営業取引による取引高の総額		299,645千円
営業取引以外の取引高の総額		9,999千円
6. 株主資本等変動計算書に関する注記		
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数		12,051,384株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の総数		7,488株
7. 税効果会計に関する注記		
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
(繰延税金資産)		
減損損失		349,812千円
資産除去債務		298,232千円
退職給付引当金		102,159千円
貸倒引当金		61,783千円
繰越欠損金		1,510,032千円
その他		101,593千円
小計		2,423,611千円
評価性引当額		△2,423,611千円
繰延税金資産合計		—千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用		△28,295千円
繰延税金負債合計		△28,295千円
繰延税金負債の純額		△28,295千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については銀行借入によって行っており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、営業債務の為替リスクを回避するために利用し、投機目的の取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

当社の主な営業債権である預け金については、ディベロッパーの信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用管理等を実施することにより、リスクの低減をはかっております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理、信用管理を行なうことによりリスク低減をはかっております。

営業債務である電子記録債務、買掛金、未払金は短期間で決済されるものです。買掛金の一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、決済額の一部について為替予約を行なうことにより、リスクの低減をはかっております。

借入金は、主に営業取引および設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらは、流動性リスクおよび金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、為替予約の振当処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	592,093	592,093	—
(2) 預け金	917,738	917,738	—
(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む） 貸倒引当金（※）	1,057,575 △115,632		
	941,942	943,874	1,932
資 産 計	2,451,774	2,453,706	1,932
(1) 電子記録債務	2,668,041	2,668,041	—
(2) 買掛金	678,259	678,259	—
(3) 未払金	269,281	269,281	—
(4) 長期借入金	2,300,000	2,325,041	25,041
負 債 計	5,915,582	5,940,623	25,041
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法およびデリバティブに関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 預け金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む）

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 電子記録債務 (2) 買掛金 (3) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 差入保証金の一部（貸借対照表計上額4,802,605千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む）」には含めておりません。

9. 持分法損益等に関する注記
該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記
親会社等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ユニーグループ・ホールディングス株式会社(上場)	62.36%	(兼任) 2人	なし	当社発行の電子記録債務に対する被保証保証料の支払	2,668,041 1,999	—	—

- (注) 1. 上記金額のうち取引金額は、債務保証残高を記載しています。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
上記取引について、一般取引条件を勘案し、交渉の上、決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ユニー株式会社	なし	(兼任) 1人	賃借契約	保証金の差入 保証金の返還	— 121,071	一年内回収予定の差入保証金 差入保証金	118,382 858,793

- (注) 1. 上記金額のうち取引金額、差入保証金の残高は消費税等を含んでおりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
上記取引について、一般取引条件を勘案し、交渉の上、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	145円54銭
1株当たり当期純損失	26円01銭

12. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月1日

株式会社パレモ
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 川 勝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 賢 次 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パレモの平成27年2月21日から平成28年2月20日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月21日から平成28年2月20日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月4日

株式会社	パレモ	監査役会
常勤監査役	黛	龍二 (印)
社外監査役	伊藤	章 (印)
社外監査役	中村	弘 (印)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員は任期満了となります。つきましては経営体制の効率化を図るため、取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	よし だ かおる 吉 田 馨 (昭和31年6月10日生)	昭和54年3月 株式会社鈴丹入社 平成9年5月 同社中部営業部長 平成12年3月 同社西日本営業部長 平成17年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社取締役営業部長 平成21年2月 同社取締役商品部長 平成22年2月 同社代表取締役社長 平成24年2月 当社専務取締役アパレル事業本部長 平成27年2月 当社代表取締役社長（現任）	11,621株
2	なが い たか し 永 井 隆 司 (昭和30年7月9日生)	昭和53年3月 ユニー株式会社（現ユニーグループ・ホールディングス株式会社）入社 平成13年1月 当社経理管理部長 平成16年5月 当社取締役経理管理部長 平成20年5月 当社常務取締役経理管理部・情報サービス部担当兼経理管理部長 平成22年1月 当社常務取締役管理担当 平成27年5月 当社常務取締役管理担当兼子会社担当（現任）	18,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	え り ぐち なおし 江 里 口 直 (昭和39年8月20日生)	<p>平成元年4月 当社入社</p> <p>平成15年5月 当社ギャルフィット・ファナー西日本 事業部営業部長</p> <p>平成18年1月 当社シーベレット事業部長兼営業部長</p> <p>平成18年5月 当社執行役員シーベレット事業部長 兼営業部長</p> <p>平成19年5月 当社取締役インセンス事業部担当 兼シーベレット事業部長</p> <p>平成23年4月 当社取締役雑貨事業部長兼木糸土商品部長 兼インセンス商品部長</p> <p>平成25年5月 当社取締役雑貨事業本部長兼パレモ東京担当 兼木糸土・ハレノヒディビジョン部長</p> <p>平成27年5月 当社取締役雑貨事業本部長兼パレモ東京担当 兼雑貨事業本部営業統括部長 (現任)</p>	10,960株
4	こし だ じ ろう 越 田 次 郎 (昭和29年12月20日生)	<p>昭和54年3月 ユニー株式会社 (現ユニーグループ・ホ ールディングス株式会社) 入社</p> <p>平成18年5月 同社執行役員</p> <p>平成21年5月 同社取締役執行役員 株式会社さが美社外取締役 (現任)</p> <p>平成23年5月 ユニー株式会社 (現ユニーグループ・ホ ールディングス株式会社) 常務取締役常務執行役員</p> <p>平成24年5月 同社専務取締役専務執行役員</p> <p>平成25年2月 同社専務取締役最高財務責任者 (CFO) 株式会社サークルKサンクス取締役 (現任)</p> <p>平成25年5月 株式会社UCS社外取締役 (現任)</p> <p>平成26年5月 ユニーグループ・ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員最高財務責任者 (CFO)</p> <p>平成27年3月 同社取締役専務執行役員 (現任)</p> <p>平成27年5月 当社取締役 (現任)</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	なが た あき お 永 田 昭 夫 (昭和23年9月15日生)	昭和51年3月 公認会計士登録 昭和63年8月 中央新光監査法人代表社員就任 平成19年8月 あずさ監査法人代表社員就任 平成23年7月 公認会計士永田昭夫事務所開設(現任) 平成24年6月 日本トランスシティ株式会社社外監査役(現任) 平成25年5月 株式会社UCS社外監査役(現任) 平成27年5月 当社社外取締役(現任) 平成27年6月 竹田印刷株式会社社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の永田昭夫氏は、社外取締役候補者であります。
尚、当社は永田昭夫氏を、株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由等について
永田昭夫氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その長年の経験と見識を当社の経営に反映していただくことで、コーポレート・ガバナンスの強化がはかれるものと考えております。尚、同氏は、これまで社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、永田昭夫氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。尚、同氏が原案どおり再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
- (3) 社外取締役に就任してからの年数について
永田昭夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、1年であります。
3. 取締役の選任に関する議案に記載すべき事項については、上記の他に特記すべき事項はありません。

第2号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
川口直也 (昭和48年9月24日生)	平成8年11月 司法試験合格 平成11年4月 名古屋弁護士会(現愛知県弁護士会)弁護士登録 平成13年8月 川口法律事務所開設(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の川口直也氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
- (1) 補欠の社外取締役候補者の選任理由等について
川口直也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験を有しておりますので、その知見を当社の経営に反映していただけるものと考えております。尚、同氏はこれまで社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
- (2) 補欠の社外取締役候補者との責任限定契約について
川口直也氏が、社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
3. 補欠の社外取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役伊藤 章氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

尚、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ いま ねだ つよし 今 枝 剛 (昭和48年8月13日生)	平成12年4月 公認会計士登録 平成19年8月 あずさ監査法人入所 平成24年9月 公認会計士今枝会計事務所開設（現任） 平成24年10月 税理士登録 平成25年10月 税理士法人ブレインワン代表社員就任（現任） 平成28年1月 ナトコ株式会社社外監査役（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 候補者の今枝 剛氏は、社外監査役候補者であります。
また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任が承認された場合、独立役員として届出を行なう予定であります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由等について
今枝 剛氏は、公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、豊富な経験を有しておりますので、その知見を当社の監査に反映していただけるものと考えております。尚、同氏はこれまで社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
- (2) 社外監査役候補者との責任限定契約について
本議案が原案どおり承認された場合、当社は今枝 剛氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
4. 監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

尚、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
牛山真志 <small>うし やま まさ し</small> (昭和51年2月24日生)	平成18年7月 公認会計士登録 牛山公認会計士事務所開設 (現任) 平成23年1月 税理士登録 平成27年8月 ミッドランド税理士法人入所 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 牛山真志氏は、社外監査役に欠員が生じた場合の補欠の候補者であります。
3. 候補者の牛山真志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
- (1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由等について
- 牛山真志氏は、公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、十分な経験を有しておりますので、その知見を当社の監査に反映していただけるものと考えております。尚、同氏はこれまで社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
- (2) 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
- 牛山真志氏が、社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
4. 補欠の社外監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

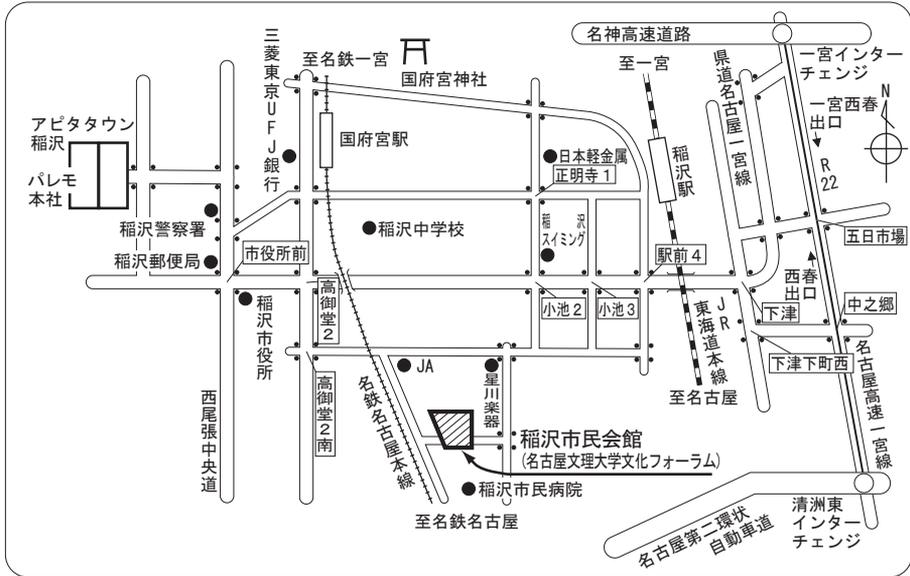
以上

株主総会会場ご案内図

株主総会は稲沢市民会館（名古屋文理大学文化フォーラム）中ホールで開催いたしますのでご出席の際は下記のご案内図をご参照ください。

所在地 愛知県稲沢市正明寺三丁目114番地 ☎(0587)24-5111

〔受付開始予定時刻〕 当日午前9時



〔交通機関〕

1. JRにてお越しの方は、「稲沢駅」で下車してください。
（「名古屋駅」より所要時間は約15分です。）
名鉄電車にてお越しの方は、「国府宮駅」で下車してください。
（「名鉄名古屋駅」より所要時間は約15分です。）
尚、当日JR「稲沢駅」・名鉄「国府宮駅」からそれぞれ午前9時00分と9時30分に出発するバスを用意しておりますので、ご利用ください。
お帰りのバスは、名鉄「国府宮駅」経由、JR「稲沢駅」行きとなります。
2. お車でお越しの方は、当会場の駐車場をご利用ください。
（名古屋駅より約14km、一宮インターチェンジより約5km、清洲東インターチェンジより約6km、西春出口（清洲方面のみ）より約5km、一宮西春出口（一宮方面のみ）より約5kmです。）